

財務省告示第三百八十九号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十六年八月十八日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年九月三日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	利付国庫債券 (十年)			国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
		〃	〃	第二百四回		第二百四回	五十億円
			第二百六回			四百九億円	百四円十九銭一厘
						五百億円	百三円八十二銭